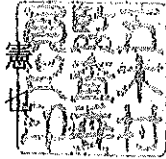


平成29年11月27日

五木村長 和田 拓也 様

五木村監査委員 牛 草 敏  
五木村監査委員 中 村 俊



平成29年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 平成29年11月15日(水) 1日間
- 2 監査対象 平成28年度一般会計歳入歳出決算書掲載「財産に関する調書」のうち「2. 物品」に係る台帳等監査(決算書P203~212)
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び標準町村監査基準等による。
- 4 実施要領 各課に保管あるいは出先に貸与してある物品について、備品整理台帳及び設備台帳等の提出を求め、記録の整合性と物品の有無を確認した。

第2 監査の結果

監査の結果、庁内各課の財務に関する事務(物品の保管管理等)については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、下記所見については改善措置を検討することが望ましいものと認められる。また、各課別の指摘事項は別紙監査調書のとおりである。

所見

- ・各課とも前年度の指摘(1)により新たに設備台帳等の整理をしてきているが、備品台帳において過去に取得したもの(現存物品)で取り替えや更新があっても記載していないものがある。除却した物品の情報は確実に台帳に記載すべきである。
- ・全般に台帳整理は前年度より進捗したが、記載もれ等が散見される。(除却されているか、その有無の確認を十分にすべき。)これについては、前年度でも指摘したが、財務規則第107条に基づき備品等の整理台帳と掲載物品の照合を行い、現物と書類の整合を図っておくべきである。
- ・個々に見ると細かい点(例:処分年次記載の誤り、トヨ夕(誤)⇒日産(正)の誤記)がある。記載内容は確実に行ってほしい。
- ・特に、診療所施設には高額な医療機器も多くあるので注意してほしい。

以上

## 平成29年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、中村俊也、担当書記：黒木泰典）  
財産管理事務（物品）について

- 1 監査期日 平成29年11月15日（水）1日間  
午前9時30分～午後4時00分
- 2 監査対象 平成28年度一般会計歳入歳出決算書掲載「財産に関する調書」のうち「2. 物品」に係る台帳等監査（決算書 P203～212）
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び標準町村監査基準等による。
- 4 実施要領 各課に保管あるいは出先に貸与してある物品について、備品整理台帳及び設備台帳等の提出を求め、記録の整合性と物品の有無を確認した。

### 5 監査書類（課別）及び指摘事項

- 担当部局 総務課（備品台帳、設備台帳、財産台帳（工作物））
  - ・備品台帳に「設備台帳へ移管」との表示はあるが、設備台帳へ記載なし。
  - ・事務用品（レターケース5段、7段）「未使用 H29.8.4 庁外で保管」⇒庁外でなく保管場所を明記するか、他課等での有効利用を考慮すべき。
  - ・消防小型動力ポンプ V66AS 6台＋操法用1台⇒操法用1台の台帳記載もれ。ほかに旧分団で使用していたポンプが使用可能なものの保管場所を明記すべき。）
  - ・財産台帳（工作物）の携帯電話基地局（鉄塔、アンテナ、電源設備関係）8基地局及び16基地局について  
⇒過年度分決算書の現在高数値（移動通信設備 H26.2～3 取得計 47,460 千円、携帯基地局 A 工区及び携帯基地局 C 工区 H26.8.22 取得計 277,720 千円）と台帳上の取得時期及び取得価額が相違。整合を図ること。
- 担当部局 保健福祉課（備品台帳、設備台帳）
  - ・日本赤十字社から寄付の公用車（日赤車）の物品台帳への記載なし。

- ・管理課の変更（課名変更）が未処理であるため物品にも反映させること。
- ・（旧・住民課）備品台帳整理番号No.129「訪問歯科診療用ポータブルユニット（金額 1,302,000 円）」が、決算書の取得価額は 1,302,000 円であるため正誤が不明。書き取りミスの場合は訂正すること。
- ・（現・保健福祉課）リサイクル車（3 t ダンプ）を平成 28 年度中に下取りで新車を取得（3,672 千円）。同日振興公社へ貸与。車両は財務規則により備品整理台帳に記載すべきところ記載なし。
- ・（診療所の）「歯科ユニットチェア」が過年度決算書の年度中増減欄に増 1（H27.3.22 取得）とあるが、へき地診療所（？） 備品台帳の購入年月日 29.3.22 で整理。正誤を確認のうえ訂正を要する。
- ・（診療所の）「理学療法装置（S58.3.28 購入）」、「往診用自動車トヨタカローラ（H12.5.26 購入）」は、備品台帳へ記載があるものの現存するものなのか。ないようであれば処分内容を記載すべき。
- ・（診療所の）「超音波診断装置（エコー）」H13.12 購入したもの（当時 7,770 千円）について、その後 H28.1.21 に新旧を廃棄及び取得している。備品台帳での廃棄処分情報が未整理。
- ・全般に、診療所施設内の物品については現存を確認する必要あり。（五木村へき地診療所 S58.3～H18.3 まで ⇒ 現在は「五木村診療所」となっている。）

●担当部局 教育委員会（備品台帳、設備台帳）

- ・前年度決算書のプレハブ倉庫（中学校スクールバス車庫 3 棟 H17.3 取得）について各整理台帳に見当たらない。  
（五木東小・五木中とも、H22 以前・H19 以前の台帳記載がないが、現存しているのであれば台帳に記載を検討されたい。）

ほかに、ふるさと振興課、住民税務課、農林課、建設課より提出された各台帳を照合したが、特段の問題はなかった。台帳等の管理簿は整備されている。

以上